

京都府私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を中途退学した者が、再び高等学校等で学び直す場合の教育に係る経済的負担を軽減し、もって教育の機会均等を図るため、学校設置者が行う当該生徒等の授業料債権の弁済に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の対象及び交付額)

第2条 高等学校等の生徒等であつて、次の各号のいずれにも該当し、京都府私立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給を受ける資格を有することについて知事の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）の授業料に係る債権の弁済に充てるために必要な経費について、受給権者に代わつて学び直し支援金を受領する高等学校等のうち、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）以外の者の設置する高等学校等であつて、京都府内に所在する高等学校等（以下「私立高等学校等」という。）の設置者（以下「設置者」という。）に対して交付する。

- (1) 日本国内に住所を有する者
 - (2) 私立高等学校等に在籍する者
 - (3) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
 - (4) 法第3条第2項第2号に該当する者
 - (5) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であつた者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であつた者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）
 - (6) 高等学校等を退学したことのある者
 - (7) 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者
 - (8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）
- 2 前項第4号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であつて、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。
- 3 学び直し支援金の額は、毎年度、受給権者について法第3条第2項第2号の規定の適用がないとしたならば、法第5条第1項及び第2項、高等学校等就学支援金の支給に関

する法律施行令（平成22年政令第112号）第3条（第5号を除く。）、第4条第1項及び第2項並びに省令第5条第1項及び第2項の規定により算定される額に相当する額とする。

(受給資格の認定等)

第3条 第2条第1項の受給資格の認定その他必要な事項については、別途、定めるものとする。

(交付の申請)

第4条 学び直し支援金の交付を受けようとする設置者は、別に定める期日までに京都府私立高等学校等学び直し支援金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）を、知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があつた場合には、その内容を審査の上、交付の要否を決定し、その決定内容を設置者に通知するものとする。

2 設置者は、第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに受給権者に対し、学び直し支援金額を通知しなければならない。

(交付の条件)

第6条 学び直し支援金の交付決定に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 受領した学び直し支援金をその有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるとともに、学び直し支援金の収入及び支出を記載した帳簿を備え経理の状況を常に明確にし、学び直し支援金の授受に関するすべての関係書類とともに事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (2) 学び直し支援金の交付に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。
- (3) その設置する私立高等学校等の授業料の額を変更したときは、授業料の額を証明する書類（学則その他）の写しを速やかに知事に提出しなければならない。

(交付の変更)

第7条 設置者は、第5条第1項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ京都府私立高等学校等学び直し支援金変更交付申請書（別記第2号様式）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 知事は、前項の変更交付申請書の提出があつた場合は、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認を決定し、その決定内容を設置者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 設置者は、学び直し支援金の交付決定のあつた日の属する年度の3月31日までに、京都府私立高等学校等学び直し支援金実績報告書（別記様式第3号様式）を知事に

提出しなければならない。

(額の確定等)

第9条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、また、必要に応じて調査等を行い、その報告内容が学び直し支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、設置者に通知するものとする。

(補助金の交付の時期)

第10条 学び直し支援金の交付は、原則として前条の規定により交付すべき学び直し支援金の額を確定した後に行うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、交付決定を受けた額の全部又は一部を概算払により交付できるものとする。

(補助金の返還)

第11条 知事は、第9条の規定による学び直し支援金の額の確定をした場合において、すでにその額を超える学び直し支援金が交付されているときは、設置者に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。

2 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

3 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第5条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 設置者が、法令、本要綱、学び直し支援金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 設置者が、交付を受けた学び直し支援金をその目的以外の用途に使用した場合

(3) 設置者が、学び直し支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、学び直し支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した学び直し支援金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による学び直し支援金の返還を命ずる場合には、設置者に対し、当該命令に係る学び直し支援金を設置者が受領した日から、当該命令により返還すべき学び直し支援金を設置者が納付するまでの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく学び直し支援金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

5 前項の規定は、交付すべき学び直し支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

6 知事は、第1項の規定により、学び直し支援金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を設置者に通知するものとする。

(設置者の責務)

第13条 設置者は、学び直し支援金の交付に関する事務を適正に行うとともに、それにより知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する府の施策に協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

京都府私立高等学校等学び直し支援金事務処理要領

京都府私立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の交付に係る事務処理については、交付要綱に定めるところによるほか、次のとおり取り扱うこととしたので、御確認の上、適切な事務処理を行ってください。

1 学び直し支援金について

(1) 対象となる私立高等学校等

学び直し支援金の交付対象となる学校は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の対象校であって、京都府内に所在する私立の高等学校等（以下「私立高等学校等」という。）とする。対象となる学校種は以下のとおり。

京都府内に所在する私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第1学年～第3学年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設（※1）の指定を受けているもの及び各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示（※2）で定めるもの。

※1 対象となる国家資格者養成施設

- 理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第57条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの
- 准看護師養成所
- 調理師養成施設
- 製菓衛生師養成施設

※2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「規則」という。）第1条第1項第4号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成22年文部科学省告示第82号）

(2) 交付対象

学び直し支援金の交付対象は、(1)で掲げた私立高等学校等に在学し、以下の①～⑦の全ての要件を満たす生徒等のうち、知事による受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に代わって学び直し支援金を受領する私立高等学校等の設置者（以下「設置者」という。）とする。

- ① 日本国内に住所を有する者
- ② 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- ③ 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者（定時制及び通信制は48月））
※ ただし、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、規則第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については、この要件を適用しない。
- ④ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金（新制度）の対象者であった者（※）に限る。）

※ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）をいう。したがって、新制度に移行することのなかった旧制度対象者（公立高校授業料不徴収制度の対象者を含む。）は、学び直し支援金の支給を受けることができない。

⑤ 高等学校等を退学したことのある者

※ ここで言う「退学」とは、単に「退学」の事実があればよく、転学に類する退学も含まれる。旧就学支援金制度（平成26年4月改正前）と新就学支援金制度（平成26年4月改正後）の適用関係においては、旧制度対象者が「転学」や「それに類する退学・編入学」をした場合は、「引き続き高校等に在学する者」として旧制度の対象となることとしているが、この考え方と異なることに注意。

⑥ 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して24月未満である者

※ 支給を受けた期間の通算の考え方については、就学支援金と同様であること。

⑦ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者）

(3) 支給期間

学び直し支援金の支給期間は、最大で24月とする。

※ 就学支援金制度においては、全日制の支給期間が36月であるのに対して、定時制及び通信制は48月とされているが、本制度においては、対象となる私立高等学校等全てについて24月とする。

(4) 支給額

① 支給額及び支給限度額

学び直し支援金の支給額は、法第6条の規定に基づき支給される就学支援金に相当する額であり、具体的には、支給対象私立高等学校等の授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合は、支給限度額）となる。各学校種の月額の支給限度額9,900円。（基礎額であり、別途対象者には加算支給の適用がある。）

なお、就学支援金制度においては、1単位当たりの授業料を設定している場合は、別途1単位当たりの支給限度額を設けているが、本制度においては、1単位当たりの支給限度額は設けず、定額授業料の場合の支給限度額と同じ額としている。また、通算の支給上限単位数（74単位）及び年間の支給上限単位数（30単位）についても設定していない。

② 授業料債権への充当

学び直し支援金の額は、授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合は、支給限度額）であり、設置者が有する受給権者の授業料に係る債権（以下「授業料債権」という。）の額となる。したがって、授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除され、授業料債権そのものが減額又は消滅している場合は、授業料減免後の授業料債権の額が学び直し支援金の額となる。

また、授業料債権そのものを減じる授業料減免事業は、学び直し支援金の支給とは言えず、補助対象とはならない。学び直し支援金は、あくまで、授業料債権が生じていることが確認でき、その弁済に充てるために支給するものに限る。

③ 代理受領等

設置者は、受給権者に代わって学び直し支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(5) 所得に応じた支給（所得制限及び加算基準の設定）

就学支援金制度（新制度）と同様に、所得制限及び加算基準を設ける。私立高等学校等の生徒のうち、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない生徒については、所得制限により、学び直し支援金の支給対象とはならない。

また、特に保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者については、所得に応じて、学び直し支援金の額を1.5倍～2.5倍した額を上限とする。

所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である市町村民税所得割額により判断する。

< 学び直し支援金の支給限度額等一覧 (加算支給反映あり) >

支給限度額等	保護者等の市町村民税所得割額	世帯年収の目安 (参考)
所得制限	304,200円以上	910万円以上程度
支給限度額	154,500円以上304,200円未満	590~910万円未満程度
支給限度額の1.5倍	51,300円以上154,500円未満	350~590万円未満程度
支給限度額の2.0倍	100円 (※) 以上 51,300円未満	250~350万円未満程度
支給限度額の2.5倍	0円 (非課税)	250万円未満程度

※ 実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなり、市町村民税所得割額が1~99円となることはない。この場合、市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において1~99円と記載されている場合であっても、2.5倍加算の対象となる。

2. 府における事務

(1) 受給資格認定

学び直し支援金の支給に当たっては、就学支援金制度と同様に、府は、設置者がとりまとめた京都府私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書 (様式1)、課税証明書等及び受給資格認定申請書一覧 (様式2) を受け取り、各生徒の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定する。

認定結果については、受給資格認定通知及び認定結果一覧 (様式3) により、各設置者に通知する。各生徒への通知 (様式4又は5) は、設置者が行う。

また、併せて支給決定 (予定者) 一覧 (様式29) を作成し、設置者へ送付する。

なお、不認定の理由が所得制限に係る要件に該当することのみであるときは、次の7月以降における所得要件の確認の際、要件を満たせば受給できる旨を併せて示し、再度認定申請するよう促すこととする。

(2) 所得制限基準の該当性、加算支給基準の該当性の判定

府は、設置者がとりまとめた保護者等の課税証明書等を添付した受給資格認定申請書 (様式1) 又は収入状況届出書 (様式11) の提出を受け、所得制限基準の該当性及び支給額について判定する。

具体的には、府は、設置者から提出された認定申請者一覧 (様式2) 又は収入届出者一覧 (様式12) に基づき、支給の可否及び支給額を判定する。

(3) 収入の状況の届出、支払の一時差し止め

① 府は、別に定める日までに、受給権者である生徒から課税証明書等を添付した収入状況届出書 (様式11) の提出を受け、所得制限基準の該当性及び支給額について判定する。

具体的には、府は、設置者から提出された収入状況届出書 (様式11) 等及び収入届出者一覧 (様式12) に基づき判定を行い、設置者に収入状況審査結果通知 (様式13) を送付する。

また、併せて変更支給決定 (予定者) 一覧 (様式31) を作成し、設置者へ送付する。

i) 収入状況届出書等が期限内に提出された場合

a 保護者等の市町村民税所得割額が所得制限基準額未満の場合

→ 継続支給

b 保護者等の市町村民税所得割額が所得制限基準額以上の場合

→ 受給資格消滅 府は設置者に対し収入状況審査結果通知を送付し、設置者が収入状況審査結果一覧に基づき、資格消滅通知 (所得制限) (様式9) を作成し、該当各生徒に配付する。

※翌年7月より支給を受けるには、翌年7月に再度認定申請が必要。

ii) 収入状況届出書等が期限内に提出されなかった場合

→ 支払一時差し止め 府は設置者に対し支払差止通知 (様式14) を送付し、設置者が支払差止者一覧に基づき、支払差止通知 (様式15) を作成し、該当各生徒に配付する。

※ 受給権の地位は維持される。事後に「正当な理由 (=やむを得ない理由)」が認められた場合、7月分から遡及して支給する。

※ 翌年7月に収入状況届出を行わない場合は、引き続き、受給権者の地位は維持される。

② 受給権者である生徒 (支給が停止されている者を除く。) は、保護者等について変更があったときは、収入届出書等を、設置者を通じて、速やかに府に提出する。ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の課税証明書等を提出しているときは、当該片方の課税証明書等を改めて添付することを要しない。支払の一時差し止め期間中に、保護者等の変更があった場合も同様 (離婚などにより、所得制限を満たすことになる場合は、一度差し止めになっていても、変更後の保護者等の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出した月の翌月分から支給が再開される。)

③ 提出のあった収入状況届書等の確認を行った上で、府は、① a・bの例により設置者へ通知し、設置者が各生徒への通知を作成し配付する。

(4) 1単位当たりの授業料を設定している場合の特例

就学支援金制度においては、1単位当たりの授業料を設定している場合は、別途1単位当たりの支給限度額を設けているが、本制度においては、1単位当たりの支給限度額は設けず、定額授業料の場合の支給限度額と同じ額としている。また、通算の支給上限単位数 (74単位) 及び年間の支給上限単位数 (30単位) についても設定していない。

(5) 学び直し支援金の交付

府は、学び直し支援金の代理受領者である設置者に対して学び直し支援金を交付する。

なお、交付については、原則として、6月、10月、2月に交付決定 (変更交付決定) をし、交付する。(平成26年度については、平成27年2月に交付決定予定)

(6) 設置者に対する交付決定及び変更交付決定

府は、設置者から学び直し支援金の交付について、交付申請 (要綱別記第1号様式) 及び交付申請額内訳 (様式26) の提出があったときは、当該申請内容について審査し、交付額を決定・通知する。

また、設置者から交付決定の内容に係る変更承認申請 (要綱別記第2号様式) 及び変更交付申請額内訳 (様式27) の提出があったときは、当該申請内容について審査し、変更交付額を決定・通知する。

(7) 実績報告及び額の確定

府は、毎年度、学び直し支援金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日までに、設置者から学び直し支援金の実績報告書 (要綱別記第3号様式) 及び実績報告額内訳 (様式28) の提出を受ける。

府は、学び直し支援金の確定額を設置者に通知するとともに、学校設置者を通じて、当該年度における生徒個人の支給実績を通知 (様式34) する。

(8) 退学、除籍及び転学等に伴う受給資格の消滅

設置者は、受給権者である生徒等の受給権が退学、除籍及び転学等の理由により消滅した場合は、受給資格消滅者一覧 (様式6) を作成し、府に提出する。府は、各設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、受給権者である各生徒の学び直し支援金受給資格の消滅を決定し、各設置者に通知 (様式7) する。各設置者は、同決定を受け、受給権者である生徒に通知 (様式8) する (生徒が死亡したことによる受給資格の消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等への通知をする必要はない。)

この受給資格消滅通知は、生徒が転学や再入学、海外留学からの帰国等により高等学校等に在籍することとなった際に学び直し支援金を再び支給するに当たっての残支給期間を確認するために必要であり、当該受給資格消滅通知を紛失等した生徒は、学び直し支援金を受給できなくなる。そのため、受給資格消滅通知を紛失等した生徒は、支給実績証明書の発行を府に申請 (様式24) することができる。府は、当該申請があ

った場合は、支給実績証明書（様式25）を発行しなければならない。

(9) 所得制限による資格消滅

府は、設置者から提出された収入届出書及び収入状況届出者一覧に基づき学び直し支援金の支給額について判定を行った結果、受給権者である生徒が所得制限基準に該当することになった場合は、設置者に対して収入状況審査結果を通知（様式13）するとともに、所得制限基準に該当したことによる受給資格消滅について、設置者を通じて通知（様式9）する。

(10) 受給権のない者に係る退学等

所得制限等により受給権のない者（所得制限に該当することを見越して認定申請をしていない者を含む。）が、学び直し支援金の支援対象である在学期間の24月末まで退学、除籍及び転学等をする場合は、府は、設置者から提出された受給資格消滅者一覧（様式6）に基づき、支給実績通知書（様式34）を設置者を通じて通知する。

(11) 休学に伴う支給停止、再開

受給権者である生徒が休学する場合、設置者を通じて府に対して学び直し支援金の支給停止を申し出ることができる。支給停止を希望する生徒は、支給停止申出書（様式16）を設置者に提出する。各設置者は生徒から提出された申出書及び申出者一覧（様式17）を府に提出する。当該申出書等を受領した府は、支給停止を決定し、設置者に支給停止者一覧（様式18）を送付するとともに、申出をした生徒に各設置者を通じて支給停止通知（様式19）を発出する。

休学を終えて学び直し支援金の支給再開を希望する生徒は、支給再開申出書（様式20）に収入状況届出書等を添付して各設置者に提出する。ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合には、支給再開申出書のみ提出すれば足りる。各設置者は、生徒から提出された支給再開申出書（収入状況届出書を含む。）及び申出者一覧（様式21）を府に提出する。当該申出書等を受領した府は、支給の可否及び支給額について判定した上で支給再開を決定し、設置者に支給再開者一覧（様式22）を送付するとともに、申出をした生徒に各設置者を通じて支給再開通知（様式23）（所得要件を満たし支給を再開する場合）を発出するか、又は設置者に資格消滅一覧（様式6）を送付するとともに、申出をした生徒に各設置者を通じて受給資格消滅通知（様式9）（所得制限に係る要件に該当することにより支給しない場合）を発出する。

3 学校における事務

(1) 生徒・保護者等への制度の周知

学校においては、就学支援金から学び直し支援金に移行する生徒を把握し、本制度について、生徒・保護者に周知するよう努める。

(2) 交付申請等

設置者は、交付要綱に定めるところにより、学び直し支援金の交付申請（要綱別記第1号様式）を行い、学び直し支援金の支給に充てるものとしてその支払いを受ける。

(3) 受給資格認定申請書の配付、とりまとめ、府への提出

設置者は、学び直し支援金の受給資格認定申請書（様式1）を学び直し支援金の対象（所得制限に係る要件を除く。）となる生徒に配付し、必要事項を記入し、課税証明書等を添付して提出させる。設置者は、生徒から提出された認定申請書等に基づき、支給要件・加算要件を確認した上で認定申請者一覧（様式2）を作成し、認定申請書等とともに府に提出する。

なお、学び直し支援金の支給（交付）申請等の手続については、本来であれば受給権者である生徒が行うものであるが、認定申請書に学び直し支援金の支給（交付）に必要な事務手続を設置者に委任することが記載されているため、受給権者である生徒は、認定申請書の提出をもって学び直し支援金の支給（交付）申請等を設置者に委任したこととなる。

(4) 収入状況届出書等のとりまとめ、府への提出

① 設置者は、学び直し支援金の収入状況届出書（様式11）を受給権者である生徒に配付する。生徒は、府が定める日までに、収入状況届出書に課税証明書等を添付して設置者に提出する。設置者は、生徒から提出された収入届出書等に基づき、支給要件・加算要件を確認した上で収入状況届出者一覧（様式12）を作成し、収入状況届出書等とともに府に提出する。提出後の事務処理については、2(3)のとおり。

② 保護者等について変動等の事由が生じた受給権者である生徒（学び直し支援金の支給が停止されている者を除く。）については、設置者を通じて、速やかに収入届出書等を府に提出する必要がある。設置者においては、生徒から提出があった場合は、当該収入状況届出書等及び収入状況届出者一覧（様式12）を府に提出する。（ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の課税証明書等を提出しているときは、当該片方の課税証明書等を改めて添付することを要しない。）

③ 受給資格認定申請書及び収入状況届出書等の提出方法については、生徒及び保護者のプライバシーに配慮した方法によることにする。例えば、

- ・ 提出は封をした封筒で行う。
 - ・ 受付を事務室などの生徒の目に触れにくいところで行う。
 - ・ 提出を学校への郵送で受け付ける。（ただし、学校を経由しない形で受給資格認定申請書及び収入状況届出書等を府に直接郵送するなどの方法をとることはできない。）など
- また、課税証明書等、生徒・保護者等のプライバシーに関する情報を取り扱うこととなるため、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう、情報の管理については十分な注意を払うこと。

(5) 受給資格認定結果一覧の受理、認定通知又は不認定通知の作成、生徒への配付

設置者は、府から受給資格認定結果一覧（様式3）を受領した場合、生徒個人に対する受給資格の認定の通知（様式4）又は不認定の通知（様式5）を作成し、各生徒に配付する。

(6) 支給決定（予定）

設置者は、府から支給決定（予定者）一覧（様式29）を受領した場合、生徒個人に対する支給決定（予定）通知書（様式30）を作成し、各生徒に配付する。
また、府から変更支給決定（予定者）一覧（様式31）を受領した場合、生徒個人に対する変更支給決定（予定）通知書（様式32）を作成し、各生徒に配付する。

(7) 代理受領、授業料との相殺

設置者は、府から学び直し支援金を受給権者である生徒に代わって代理受領し、受給権者である生徒の授業料債権への弁済に充てるものとする。これは、事務経費を極力抑えるとともに、学び直し支援金が確実に授業料の支払いに充てられることを担保するためである。

なお、授業料債権そのものを減じる授業料減免事業により、既提出の認定者一覧等に変更が生じる場合は、授業料額変更届（様式10）を提出すること。

(8) 実績報告、学び直し支援金の額の確定

設置者は、毎年度、学び直し支援金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日までに、実績報告書（要綱様式別記第3号）及び実績報告額内訳（様式28）を府に提出する。設置者は、府から学び直し支援金の額の確定通知を受領する。設置者は、府から支給実績通知者一覧（様式33）を受領した場合、生徒個人に対する支給実績通知書（様式34）を作成し、各生徒に配付する。

(9) 受給資格消滅通知

設置者は、受給権者である生徒等の受給権が退学、除籍及び転学等の理由により消滅した場合は、受給資格消滅者一覧（様式6）を作成し、府に提出する。設置者は、府から受給権者である生徒の受給資格消滅通知（様式7）を受け取った場合、各個人

に対する資格消滅通知（様式8）を作成し、各生徒に配付する。（生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等への通知を送付する必要はない。）

なお、生徒が収入状況届出書等を提出した結果、所得制限に該当した場合においては、設置者より受給資格消滅者一覧（様式6）を作成・提出する必要はないが、府から受け取った収入状況審査結果一覧（様式13）に所得制限に該当した者がいる場合は、資格消滅通知（様式9）を作成し、当該生徒に配付する。

(10) 支給停止、再開

受給権者である生徒（一時差し止め中のものを含む。）が休学をする場合、設置者を通じて学び直し支援金の支給停止を申し出ることができる。支給停止を希望する生徒は、学び直し支援金支給停止申出書（様式16）を在学する学校設置者に提出する。当該申出書を受領した設置者は、支給停止申出者一覧（様式17）とともに、当該申出書を府に提出する。

府から支給停止者一覧（様式18）及び支給停止通知（様式19）を受領した設置者は、当該通知を該当生徒に配付する。

復学する生徒は、設置者を通じて府に対して支給再開を申し出る必要がある。復学する生徒は、支給再開申出書（様式20）に収入状況届出書等を添付して、設置者に提出する。ただし、既に当該年度の課税証明書等を提出している場合には、申出書のみ提出すれば足りる。設置者は、支給再開申出者一覧（様式21）とともに、生徒から提出された申出書等を府に提出する。

府から支給再開者一覧（様式22、所得要件を満たし支給を再開する場合）又は受給資格消滅者一覧（様式7、所得制限により支給されない場合）、支払禁止者一覧（様式14、支給再開申出書が提出されない場合）を受領した設置者は、該当生徒に対し各通知（様式23、様式9又は様式16）を作成し、配付する。

4 その他

この事務処理要領に記載のない学び直し支援金の事務処理に係る留意事項については、「高等学校等就学支援金事務処理要領（新制度）」を参考にすること。